

務	00	01	5年
(令和11年3月末まで保存)			

備 二 第 1 8 9 号

(警務、総推、生企、刑企、交企、備一)

令 和 6 年 3 月 1 1 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県警察災害対策検討委員会設置・運営要綱の修正について

警察本部庁舎が津波により被災した際の対策については、「青森県警察災害対策検討委員会設置・運営要綱」（令和4年10月7日付け備二第118号別添、以下「設置・運営要綱」という。）に基づき設置した「青森県警察災害対策検討委員会（以下「委員会」という。）」における検討を推進し、今般、「警察本部庁舎浸水時における代替施設移転マニュアルの修正について」（令和6年3月11日付け備二第188号）の発出により、設置・運営要綱に規定する任務（注）の達成に一定の成果がみられたところである。

一方で、令和6年能登半島地震の発生により、半島災害への対応など新たな課題が判明し、委員会を通じた部門横断的な検討の必要性が増したことから、今後は、設置・運営要綱の任務等を一部修正した上で、委員会において、引き続き災害対策全般に係る検討を行うこととしたので、各位にあっては必要な体制を確立し、諸対策を積極的に推進されたい。

また、各警察署にも検討状況を共有することから、予想される災害への備えを怠ることなく、災害対策に万全を期されたい。

なお、「青森県警察災害対策検討委員会の設置について」（令和4年10月7日付け備二第118号）は廃止する。

注) 設置・運営要綱に規定する任務

委員会は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴う最大クラスの津波被害が発生した場合を想定し、青森県警察本部庁舎の浸水対策、指揮機能の維持、代替施設への移転等、警察機能の維持に向けた対応及び課題について、幅広く検討することを任務とする。

(本件担当)

警備第二課災害対策室

青森県警察災害対策検討委員会設置・運営要綱

1 設置

青森県警察本部に、青森県警察災害対策検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 任務

委員会は、青森県内及びその周辺において大規模災害が発生した場合を想定し、救出・救助、緊急交通路の確保、多数遺体対策、受援体制の確保、被災地の治安維持等、青森県警察が行うべき災害対策全般について、幅広く検討することを任務とする。

3 構成及び運営

(1) 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長	本部長
委員	警務部長
	総務室長
	生活安全部長
	刑事部長
	交通部長
	警備部長
	情報通信部長
	首席監察官
	警察学校長

(2) 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、会議を主宰する。

(3) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

(4) 委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

4 災害対策検討プロジェクトチームの設置

(1) 委員会の下に、災害対策検討プロジェクトチーム（以下「PT」という。）を置き、次のとおり編成する。

各部室 P T	チームリーダー	構成所属
実施 P T	警備部管理官	警備部内各所属
警務 P T	警務部理事官	警務部内各所属（警察学校を含む。）
総務 P T	総務室管理官	総務室内各所属
生安 P T	生活安全部管理官	生活安全部内各所属
刑事 P T	刑事部管理官	刑事部内各所属
交通 P T	交通部管理官	交通部内各所属
通信 P T	情報通信部通信庶務課課長補佐	情報通信部内各所属

- (3) 各部室 P T は、それぞれ委員会から指示された検討課題等について検討し、委員会に検討結果を報告することを任務とする。
- (4) チームリーダーは、必要に応じて自らが担当する各部室 P T を招集し、会議を主宰する。
- (5) P T は、必要に応じて、チームリーダーによる統括会議を開催するものとする。

5 災害対策検討連絡会の設置

- (1) P T の下に、次のとおり、各部室の連絡調整を担う災害対策検討連絡会（以下「連絡会」という。）を置く。

部・室	会 員
警務部	警務課企画補佐、警察学校企画担当補佐、施設課営繕係補佐
総務室	総務室企画補佐
生活安全部	生活安全部企画補佐
刑事部	刑事部企画補佐
交通部	交通部企画補佐
警備部	災害対策室長、警備部企画補佐、警備第二課災害対策補佐
情報通信部	情報通信部機動通信指導専門官

(2) 会員は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対し、連絡会への出席を求めることができる。

(3) 災害対策室長は、必要に応じて連絡会を招集し、会議を主宰する。

6 庶務

委員会、P T及び連絡会の庶務（各部室P Tに関する事務を除く。）は、警備第二課において処理する。

7 附則

令和4年10月12日策定

令和6年3月11日修正